

請負業者賠償責任保險



請負業者賠償責任保険の補償内容



貴社が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または貴社が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

1 請負作業遂行中の事故



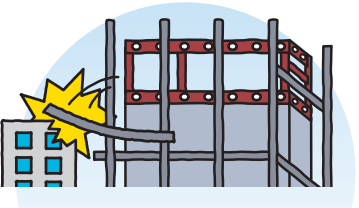
ビル改装工事中に高層の作業現場から電気ドリルを誤って落とし、通行人がケガをした。



ビル新築工事中にクレーンが横転し、道路走行中の自動車を損壊した。



ビル外装の塗装中にペンキ缶を落として、通行人の衣服を汚した。



ビル建設工事の足場が外れて落下し、隣接する建物を損壊した。

等

2 請負作業遂行のために所有、使用または管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した事故



資材置場に積んであった材木が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。

等

この保険でお引き受けできる請負作業



請負業者賠償責任保険で対象とすることができる主な請負作業(工事・仕事)は次のとおりです。ただし、お引き受けできない請負作業(工事・仕事)がありますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

各種地下工事、道路建設工事、道路等の舗装工事、軌道建設工事、ビル建設工事、橋りょう建設工事、各種建築物設備工事、移動・解体・取壊工事、プラント・機械装置の組立・据付工事、高層構築物(鉄塔・高架線等)建築工事、建築物設備・機械装置等の改修または維持工事、土地造成工事、荷役、清掃、造園、芝刈・草刈作業、除草作業、殺虫殺そ(害虫等駆除)、引越、運送、撮影・取材、除雪、調査・測量、放置車両確認業務、ビルメンテナンス業務 等

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に当社の承認が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等※1
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	被害者に応急手当をしたり、病院へ運んだりするのに要した費用等
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用※2	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

※1 被保険者(補償を受けられる方)が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

※2 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

ご契約の方法

1 契約方式を選択していただきます。

請負業者賠償責任保険の契約方式には、次のとおり「個別スポット契約」と「年間包括契約」があります。

項目	契約方式	
	個別スポット契約	年間包括契約※
内容	個々の工事・仕事ごとに保険を手配します。	あらかじめ定めた貴社が行うすべての工事・仕事について一括して保険を手配します。 保険対象を「被保険者の施工するビル建設工事」「貴社が元請業者となる工事」といったように保険対象を限定することもできます。
保険期間	工事・仕事の期間に合わせて保険期間を設定します。 工事遅延等に備え、保険期間は仕事の期間より長めに設定することが可能です。 ただし3年間を上回る場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。	1年間

※年間包括契約方式は、工事・仕事ごとに保険の申込みをする必要がなく事務の簡素化を図ることができます。また、保険を付け忘れる心配がなく、貴社の年間の経費予算に組み込める等のメリットがあり、広く皆さま方にご利用いただいております。

2 支払限度額を設定していただきます。

「支払限度額」とは、事故が発生した場合に当社がお支払いする保険金の最高限度額です。対象となる工事・仕事の規模・内容、周囲の状況等により適当と思われる額をお決めいただきます。「支払限度額」は、たとえば次のように設定します。

設定例

- 身体障害:被害者1名につき1億円、1事故につき2億円
 - 財物損壊:1事故につき1,000万円
- また、身体障害・財物損壊で共通の支払限度額を設定することも可能です。

3 免責金額を設定していただきます。

請負業者賠償責任保険では、1事故ごとの損害から免責金額を差し引いた額を、支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。免責金額は、身体障害・財物損壊のそれぞれについてお決めいただきます。

4 保険料について

工事・仕事の内容・規模、支払限度額、免責金額、セットする特約などによって異なりますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。この保険は、契約方式により保険期間終了後、精算を行う必要があります。詳細は、下記「保険料の精算について」をご覧ください。

5 被保険者について

貴社に加え、貴社のすべての下請負人が自動的に被保険者になります。

保険料例

1 ビル建設業

年間見込完成工事高3億円のビル建設業で、次のようなご契約内容の場合、契約締結時にお支払いいただく暫定保険料※は、約792,000円(各種割増引適用前)となります。

年間包括契約

区分	支払限度額(1名)	支払限度額(1事故)	免責金額(1事故)
身体障害	1億円	2億円	1,000円
財物損壊	—	1億円	1,000円

2 建築物設備工事業

年間見込完成工事高2.5億円の建築物設備工事業で、次のようなご契約内容の場合、契約締結時にお支払いいただく暫定保険料※は、約964,000円(各種割増引適用前)となります。

年間包括契約

区分	支払限度額(1名)	支払限度額(1事故)	免責金額(1事故)
身体障害	5,000万円	3億円	なし
財物損壊	—	3,000万円	なし

※保険期間終了後、確定した完成工事高・売上高(税込)に基づいて確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算することとなります。

保険料の精算について

この保険は、契約方式により保険期間終了後、精算を行う必要があります。

契約方式	精算方法
個別 スポット契約	ご契約締結時に保険の対象となる工事・仕事の請負金額に基づき確定保険料をいただくため、保険期間終了後の保険料の精算は不要です。 ご契約締結時に保険の対象となる工事・仕事の請負金額が確定していない場合には、「保険料精算特約(請負・スポット契約用)」をセットし、保険期間中の見込みの請負金額に基づきご契約締結時に暫定保険料をいただき、保険期間終了後に確定した請負金額により確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)を算出し、暫定保険料との差額を保険期間終了後に精算することが可能です。この場合、保険期間終了後に当社所定の通知書と保険料を確定するために必要な資料を遅滞なくご提出いただきます。
年間 包括契約	対象となる工事・仕事の保険期間中の見込みの完成工事高・売上高に基づきご契約締結時に暫定保険料をいただき、保険期間終了後に確定した完成工事高・売上高により確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)を算出し、暫定保険料との差額を保険期間終了後に精算することとなります。この場合、保険期間終了後に当社所定の通知書と保険料を確定するために必要な資料を遅滞なくご提出いただきます。 一定の基準を満たすご契約については、「包括契約特約⑦(事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式)」または「包括契約特約⑧(着手ベース・仕事通知不要・確定保険料方式)」をセットすることによって、保険期間終了後の保険料の精算を行わない方式とすることが可能です。これらの特約の内容、セットできるご契約の範囲につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

管理財物損壊リスクの取扱い

後記「保険金をお支払いしない主な場合」の「③被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任」の「管理する財物」は下表のとおり分類されます。

一部のリスクについては特約をセットすることにより補償の対象とすることができます。特約の詳細は後記「オプションの補償」をご参照ください。

	「管理する財物」の分類	補償対象とする特約
A	被保険者が第三者から借用中の財物	借用財物損壊補償特約
B	被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）	支給財物損壊補償特約
C	上記A、Bを除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物	なし
D	上記A～Cを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	なし
E	上記A～Dを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	管理財物損壊補償特約

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者（補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
→ 管理する財物の滅失、破損または汚損リスクの一部は、「管理財物損壊補償特約」「借用財物損壊補償特約」「支給財物損壊補償特約」をセットすることで補償が可能です。
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散
- ⑪ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
→ 「地盤崩壊危険補償特約」をセットすることで補償が可能です。
- ⑫ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物もしくは土地の滅失、破損または汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
→ 「地盤崩壊危険補償特約」をセットすることで補償が可能です。
- ⑬ 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
→ 「地盤崩壊危険補償特約」をセットすることで補償が可能です。
- ⑭ 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑮ 航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑯ パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑰ 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する賠償責任を除きます。
※ 工作車（ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。）に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害額がその自動車に締結されている（締結すべき）自賠責保険（責任共済を含みます。）および自動車保険（自動車共済を含みます。）により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- ⑱ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因して負担する賠償責任
→ 別途、生産物賠償責任保険にご加入いただくことで補償の対象となります。
- ⑲ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
→ 別途、生産物賠償責任保険にご加入いただくことで補償の対象となります。
- ⑳ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
- ㉑ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ㉒ 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害



管理財物損壊補償特約

補償の内容

目的がかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物(仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下同様です。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗取によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

支払限度額

財物損壊の1事故あたりの支払限度額

免責金額

財物損壊の1事故あたりの免責金額

保険金をお支払いしない主な場合

○被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害 ○被保険者に支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。)に対する損害 ○被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害 ○被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害 ○補償管理財物(管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。)の使用不能に起因する損害 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害 ○補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 ○補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊に起因する損害 ○被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理(点検を含みます。)もしくは加工の拙劣または仕上不良等に起因する損害 等



借用財物損壊補償特約

補償の内容

保険証券記載の仕事の遂行のために作業場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する借用財物(リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物を含みます。以下同様です。)を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が借用財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

支払限度額

1事故につき「500万円」、または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額

免責金額

1事故につき5万円

保険金をお支払いしない主な場合

○借用財物の紛失または盗取に起因する損害 ○借用財物の使用不能に起因する損害 ○借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊に起因する損害 ○借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊に起因する損害 ○電氣的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊に起因する損害 ○傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊に起因する損害 ○借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する借用財物の損壊に起因する損害 ○借用財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○借用財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 等



支給財物損壊補償特約

補償の内容

保険証券記載の仕事の遂行のために他人から被保険者に支給された支給財物(資材および設置工事の目的物を含む、工事仮設物の材料を含み、他人が所有するものに限りません。以下同様です。)を滅失、破損または汚損したことにより、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

支払限度額

1事故につき「500万円」または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか低い金額

免責金額

1事故につき5万円

保険金をお支払いしない主な場合

○支給財物の紛失または盗取に起因する損害 ○支給財物の使用不能に起因する損害 ○発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する損害 ○他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する損害 ○被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する支給財物の損壊に起因する損害 ○支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害 等



工事遅延損害補償特約

補償の内容

原因事故(保険金のお支払いの対象となる身体障害・財物損壊事故をいいます。以下同様です。)が発生したことにより、対象工事の請負契約書において約定した履行期日の翌日から起算して6日以上工事遅延が発生し、その結果、対象工事の請負契約書の遅延規定に基づき記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(民法第420条に定める損害賠償額の予定としての違約金に限り、記名被保険者と発注者の間の取り決めにより違約金と別個に支払う違約罰を含みません。以下同様です。)に対して保険金をお支払いします。

支払限度額

1事故につき「請負契約書に規定された工事遅延による損害賠償金の額」、「500万円」、「身体障害の1事故あたりの支払限度額」または「財物損壊の1事故あたりの支払限度額」のいずれか最も低い金額

免責金額

財物損壊の1事故あたりの免責金額

特約の対象となる工事

次の①から④までをすべて満たす工事で、「原因事故が発生してから履行期日が短縮された工事」または「原因事故の発生の有無を問わず、工事請負契約が解除された工事」を除きます。

- ①記名被保険者が単独で元請負人となる工事
- ②原因事故が生じた日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事
- ③対象工事に請負契約書が存在し、遅延規定が定められていること
- ④履行期日が年月日単位で請負契約書に定められている工事



地盤崩壊危険補償特約

補償の内容

被保険者の行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う、次の①もしくは②の損害に対して保険金をお支払いします。

- ①不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物(基礎、付属物および収容物を含みます。)植物が滅失、破損もしくは汚損し、または動物が死傷したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ②地下水の増減によって生ずる地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

支払限度額

1事故につき「500万円」、「1,000万円」または「2,000万円」のいずれかで設定します。

免責金額

1事故につき「100万円」、「200万円」、「300万円」または「500万円」のいずれかで設定します。

保険金をお支払いしない主な場合

○地盤の崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任 ○被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する賠償責任 ○保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する賠償責任 ○シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ○シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる賠償責任 ○被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(その業者の下請業者を含みます。)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の滅失、破損もしくは汚損に起因する賠償責任 ○薬液注入にかかる費用 ○設計変更または工事変更のための費用 等

ご契約時にご注意いただきたいこと

1 お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

請負業者 賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 ＋賠償責任保険追加特約 ＋保険法の適用に関する特約 ＋請負業者特別約款 ＋各種特約
----------------	--

(2) 補償内容

- ① 保険金をお支払いする主な場合
1 ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」のとおりです。
- ② お支払いする保険金
2 ページ記載の「お支払いする保険金」のとおりです。
- ③ 保険金をお支払いしない主な場合
4 ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

精算(直近会計年度末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の会計年度末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算(直近月末)特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「満期日より前の直近の月末時点から過去1年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4) 被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款および特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

(5) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用および協力費用については、特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(7) 保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額・保険金額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

保険料が請負金額または売上高・完成工事高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。なお、保険料が20万円以上となるご契約の場合には、割増なしで分割払とすることができます(大口分割払)。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。ご契約後にご注意いただきたいことの「2.(2)解約と解約返れい金」をご参照ください。

2 ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 万一の事故のときのお手続きについて。

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認
- ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」**0120-258-189(無料)**へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受けいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は当社までお問い合わせください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2 ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

◇保険料算出の基礎数値の変更(増加または減少)が生じる場合

◇ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

◇ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合

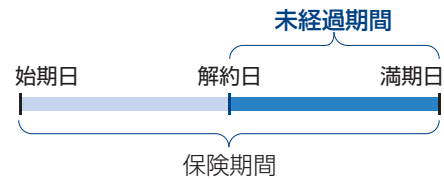
◇特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。



■ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合には5,000円)未満のときは、その差額をお支払いいただく必要があります。

3 保険料の精算および保険料算出のための確認資料について。

保険料が請負金額または売上高・完成工事高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」)を当社にご提出いただきます。

実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注)ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

○ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは「請負業者賠償責任保険」の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款および特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、このパンフレットの記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808 (無料)

【受付時間】 平日 9:00~18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306 (有料)をご利用ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632-277 (無料)

受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)

<http://www.ms-ins.com>

S0352-1 30,000 2010.5 (修) (62) 71